

伊賀市耐震補助事業全体の流れ

木造住宅無料耐震診断事業

・三重県木造住宅耐震診断マニュアルで診断し、評点・工事の概算見積について説明をします。

【木造住宅耐震判定書】

【一般診断法による概算工事費算定】

除却事業

・木造住宅耐震診断での木造住宅耐震判定書の評点が0.7未満の住宅を解体し除却する工事を実施。

市へ補助交付申請と下記書類を提出

- ・耐震診断結果報告書【判定書】
- ・工事見積書
- ・世帯全員の住民票
- ・世帯全員の市税の完納証明書

木造住宅耐震補強設計事業

市へ補助交付申請と下記書類を提出

- ・耐震診断結果報告書【判定書】
- ・見積書
- ・設計者が受講耐震者であることを証する書類等
- ・世帯全員の住民票（居住している場合）
- ・世帯全員の市税の完納証明書

・木造住宅耐震診断での木造住宅耐震判定書の評点が0.7未満の住宅を、1.0以上の評点にする補強計画を作成していただきます。

【木造住宅耐震補強計画書】の提出

※補強計画とは？ 住宅を地震に対し強くするための設計図と考えてください。

木造住宅耐震補強事業

市へ補助交付申請と下記書類を提出

- ・耐震診断結果報告書【判定書】
- ・判定会を受けた補強計画書【判定書】
- ・工事見積書
(リフォーム工事の部分の見積書を分けてください。)
- ・世帯全員の住民票
- ・世帯全員の市税の完納証明書

・木造住宅耐震補強設計事業での評点1.0以上の補強計画に基づき住宅の改修工事を実施していただきます。

【工事中間・完了検査】の実施

【着工前・中間・完了写真】の提出

■補強工事費の代理受領制度を創設しました。
詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市四十九町3184 伊賀市役所 建設部住宅課

電話 0595-22-9737 FAX 0595-22-9736